

# 届出しましたか？

## 防火対象物使用開始届

建物や建物の一部を事業所等に使用する方は、使用を始める **7日前までに**、その内容を消防局に届出し、検査を受けなければなりません。

※消防法、明石市火災予防条例などの法令に基づく届出及び検査（一般住宅を除く）



このようなときには、  
消防局へ届出してください。

新	築	修	繕
改	築	用	途 変 更
増	築	所	有 者 の 変 更
模	様 替	テ	ント の 変 更
移	転	そ	の 他

**計画段階で結構です。  
消防局へご相談下さい。**

【お問い合わせ先】

明石市消防局 予防課 査察指導係  
〒673-0044 明石市藤江924-8  
ダイヤルイン 078-918-5272



「防火対象物使用開始届出書」などの届出書類は、明石市消防局のホームページからダウンロードできます。

明石市消防局



検索

## 必要な届出書及び添付書類

消防用設備等の設置状況確認の為、以下の書類が必要です。

届出する書類は全て **2部**必要となります。

	新築	敷地内別棟増築	接続増築	テナント入居
使用開始届出書	○	○	○	○
付近見取図	○	○	○	○
敷地配置図	○	○	○	-
各階平面図	○	○	○	-
占有階平面図	-	-	-	○
建物立面図	○	○	○	-
内装仕様書	※1	※1	※1	※1
棟別概要表	※2	-	-	-
占有者一覧表	※3	※3	-	-
増築部分の詳細図	-	-	○	-
建物構造等が判定できる書類	-	-	※4	-
テナント入居部分の詳細図	-	-	-	○
その他必要な図面	※5	※5	※5	※5

- ※1 消防法上の内装制限により、消防用設備等の設置基準を緩和している場合は、必要です。
- ※2 同一敷地内に2棟以上を新築した場合は、必要です。
- ※3 テナントビル等を新築し、占有者が多数いる場合は、必要です。  
ただし、テナントごとに防火対象物使用開始届出書を届出の場合は、不要です。
- ※4 増築した部分と既存部分の建築基準法上の建物構造を確認する必要がある場合は、必要です。
- ※5 防火安全上、別途必要な書類がある場合、消防局から書類提出を指導します。

### その他留意事項

上記添付書類はあくまでも一例です。届出時に別途必要書類を指導することがありますが、届出を受理することは可能です。ただし、不足書類は消防検査までに準備する必要があります。  
上記以外の届出（所有者の変更、間仕切り変更等）については、必要書類が異なる場合がありますので、消防局予防課までお問合せください。